

鳥取県告示第 478 号

平成 19 年鳥取県告示第 284 号（大規模小売店舗の変更事項の届出について）により告示したデオデオ米子店に係る大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づく変更の届出について、同法第 8 条第 1 項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 19 年 5 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 意見を提出した市町村
米子市
- 2 米子市の意見の概要
 - (1) 荷さばき作業位置西側には集合住宅があり、荷さばきが深夜時間帯に及ばないようにすること。
 - (2) 閉店時間帯の場内での暴走行為による騒音が発生しないようにすること。
 - (3) キュービクル、空調室外機等からの騒音・低周波等が発生しないようにすること。
- 3 縦覧に供する期間
平成 19 年 5 月 29 日から 1 月間
- 4 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目 220
鳥取県商工労働部経済政策課
米子市糺町一丁目 160
鳥取県西部総合事務所県民局
米子市加茂町一丁目 1
米子市経済部商工課